

所有権解除依頼書兼念書

依頼日 年 月 日

(自動車の表示)

登録番号		車名	
車体番号		登録年月日	
使用者名			
使用者住所			

この度、貴社が所有者名義となっている上記車両について、所有権解除に関する一切の手続きを依頼いたします。

尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合は、私が責任を持って解決いたします。

回答及び必要手続き書類の送付を私に代わって下記受任者へされることを承諾いたします。

【依頼者(使用名義人)】

住所〒

検収

氏名(自署)

Ⓜ

←認印(法人は社印)

上記車両の所有権解除に関する一切の手続きを、依頼者と連名にて依頼いたします。

この車両についてのすべての未払い債務のあることが判明した場合は当社が使用者に代わりにお支払致します。

依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合当社が責任を持って解決致します。

【受任者(回答書類送付先)】

住所〒

社名

Ⓜ

担当者

TEL

FAX

手続きをする管轄 県内 県外 該当するものに○をして下さい

<所有権解除の流れ>

①下記の必要書類全てFAXしていただき残債調査をお願いします。

【必要書類】

- (1)所有権解除依頼書兼念書(本紙)
- (2)車検証コピー(※所有者が株式会社島根マツダ・有限会社島根マツダのもの)
- (3)依頼者(使用名義人)の証明
 - [個人名義の場合]免許証又は印鑑証明コピー
 - [法人名義の場合]印鑑証明原本又は代表者か役員の方の免許証コピー
 - ※検査証と住所・姓名が異なる場合、つながりがとれる証明をお願いします。
 - [個人名義の場合]住民票(附票・除票)、免許証裏書のコピー
 - [法人名義の場合]登記簿謄本等のコピー
 - ※使用者名義人死亡の場合
 - ・使用名義人と依頼者(相続の代表者)との続柄が確認できる書類のコピー
 - ・依頼者(相続の代表者)の免許証または印鑑証明のコピー

※万一FAXを誤って第三者に送信された場合は、送信元において責任を負っていただきますのでお間違えのないようご注意ください。

②FAXにて回答を致します。(FAX番号の記入をお間違い無き様お願いします)

※基本的に依頼日から3日以内(土日祝を除く)に本紙をFAX致します。

※当社記入欄

【回答欄】

残債： 無 有

※残債がある場合に限り、当社より直接お電話させていただきます。

備考：

回答日： 年 月 日

③残債無しの場合、上記【必要書類】と返送用封筒をご送付ください。

④書類到着後、返送いたします。

※書類が土日祝到着の場合、発送が遅れることがあります。

<書類送付先>

〒690-0011

島根県松江市東津田町1083-1

株式会社島根マツダ 本社 業務部 宛

ご不明な点等ございましたらご連絡ください。→ TEL 0852-28-9697

(FAX:0852-27-6050)